

北海道教育大学学校・地域教育研究支援センター規則

制定 平成20年3月21日
平成19年規則第83号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号）第16条第2項の規定に基づき、学校・地域教育研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、地域教育の充実・発展に寄与することを目的として、学校教育及び生涯教育に関する研究を推進し、地域の諸機関と連携しつつ学校教育や現職教員の実践的活動及び地域における生涯学習に関わる支援を行う。

第2章 部門、業務、職員等

(部 門)

第3条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 学校教育研究支援部門
- (2) へき地教育研究支援部門
- (3) 生涯学習・地域連携部門

(業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学校経営や教育課程等の教育課題に関する研究及び支援
- (2) 学習指導や生徒指導等の教育実践の改善及び充実のための研究及び支援
- (3) 現職教員に関わる系統的な研修の調査及び研究
- (4) 10年経験者研修等の現職教員研修についての企画、調整及び実施
- (5) へき地・小規模校教育に関する調査及び研究
- (6) へき地・小規模校における教育内容及び教育方法の研究及び開発
- (7) へき地・小規模校の教育実践に関する連携及び支援
- (8) 学生のへき地教育実習の実施
- (9) 生涯学習に関する調査及び研究
- (10) 生涯学習指導者の養成及び研修
- (11) リカレント教育及び公開講座等地域への大学開放事業の実施
- (12) 地域貢献及び地域連携に関する企画及び推進
- (13) その他目的達成に必要な業務

(構成員)

第5条 センターに、センター長のほか、次に掲げる者を置く。

- (1) 部門長
- (2) 主任センター員
- (3) センター員

2 センター長は、前項のほか、特定の事項を調査・研究するため、学内外から共同研究員を委嘱することができる。
(職 務)

第6条 センター長は、学長の監督の下に、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

2 部門長は、センター長を補佐し、当該部門の業務を掌理する。

3 主任センター員は、部門長を補佐し、当該部門の業務に従事する。

4 センター員は、当該部門の業務に従事する。

(部門長等の任命)

第7条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦により、学長が任命し、教育研究評議会に報告する。

- 2 主任センター員及びセンター員は、本学の教員のうちから学長が任命し、教育研究評議会に報告する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任されることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、部門長、主任センター員及びセンター員を、本学の教員以外の者に委嘱することができる。
- 5 学長は、前項の規定による委嘱を行った場合は、教育研究評議会に報告する。

第3章 センター会議等

(センター会議)

第8条 センターに、センターの運営に関する必要な事項を審議するため、センター会議を置く。

(組 織)

第9条 センター会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 各校において選出された教員各1人

(審議事項)

第10条 センター会議は、次の事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 人事に関する事項
- (4) 配分予算に関する事項
- (5) 組織に関する事項
- (6) その他運営に関する重要な事項

(会 議)

第11条 センター会議は、センター長が招集し、その議長となる。

- 2 センター長は、委員の3分の1以上の要請があった場合は、会議を召集しなければならない。
- 3 センター会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 センター会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部門会議)

第12条 センターの業務を遂行するため、センターの各部門に部門会議を置く。

- 2 部門会議は、部門長、各キャンパスセンター長が指名する者、主任センター員及びセンター員で組織する。
- 3 部門会議は、前項のほか、部門長が必要と認めた者を加えることができる。
- 4 部門会議は、部門長が招集し、その議長となる。

第4章 雜 則

(事 務)

第13条 センターに関する事務は、センター総合事務室が行う。

(雑 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター会議の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月29日平成20年規則第4号改正)

この規則は、平成20年5月29日から施行する。